武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第2期) 意 見 書

平成22年11月

武蔵野市長 邑上 守正 殿

武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第2期)は、平成21年9月18日、邑上守正武蔵野市長より、武蔵野市第二次男女共同参画計画の推進状況を確認し、意見をまとめ提言するよう諮問を受け、審議を進めてまいりました。このたび審議結果がまとまりましたので、ここにご報告いたします。

当市民会議は、第二次男女共同参画計画で実現することになった「市民会議の常設化」を受けた第1回目の市民会議で、計画の進捗状況のフォローアップを目的に、8名の委員によるコンパクトな会議でスタートしました。庁内推進会議との連携体制のあり方や事業評価の方法などに課題を抱えてのスタートとはいえ、活発な議論がなされ、当初の予定を超え、合計13回の委員会を開催いたしました。

今回は、当市民会議のスタート直前に策定された第二次男女共同参画計画アクションプランを基に、現行計画の進捗状況の確認から始めました。さらに、男女共同参画計画とも多くの課題を共有する第三次子どもプラン武蔵野や武蔵野市生涯学習計画の中間報告に際し、市民会議として男女共同参画の視点から意見書を提出いたしました。

会議の中盤以降は、各委員がそれぞれの視点から問題点や課題を出し合うとともに、 むさしのヒューマン・ネットワークセンター長との懇談を実施するなどして議論を深め、 意見をまとめました。

前回の男女共同参画推進市民会議では、平成20年11月に報告書が提出され、その提言 が武蔵野市第二次男女共同参画計画に反映されましたが、今後は常設会議として、さら に計画の進捗状況をフォローアップしていくことも重要な役割となりました。実効性の あるプランづくりをめざす上で、市民会議の意義はたいへん大きいと言えます。

この意見書の提言を踏まえ、武蔵野市第二次男女共同参画計画が着実に実施されますよう希望するとともに、次期市民会議では、今回優先課題としなかった施策について検討していただき、現行計画の推進状況の評価が、次期計画策定に有効に活用されることを期待いたします。

平成22年11月10日

武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第2期)

委員長 高 田 素 子 副委員長 千 田 有 紀 委 員 栗 原 毅 委 員 作 部 径 子 委 員 静 間 俊 和 委 員 内 藤 博 子 委 員 山 田 史 野 委 員 若 槻 善 隆

目 次

第1	章 意見書の作成にあたっての考え方 ・・	• •	•	•	,	•	1
〈男	女共同参画をめぐる新たな法制度の動き〉・・		•			•	1
〈今	回の市民会議の位置づけ〉・・		•	•		•	2
1	市民会議の常設化と計画の進捗状況の評価・・・		•			•	2
2	市民会議と庁内推進会議との連携体制・・・		•		•	•	2
3	他の計画との関係・・・		•		•	•	3
4	今回の市民会議の優先課題・・・		•	•	,	•	3
第2	章 基本目標ごとの進捗状況の評価と今後の課題 ・				,	•	6
1	基本目標 I 男女がともに仕事と家庭、地域生活の調和を図るこ	との	って	· き	: 7	3	
	環境の整備・・・		•	•	•	•	6
	基本施策1 男女がともに担う子育てと介護への支援	•		, •		•	6
	(1) 子育支援策の充実	•				•	6
	基本施策 2 女性の就労とチャレンジ支援	•	•		,	•	9
	(1) 起業支援と再チャレンジへの支援	•				•	9
	基本施策4 企業の地域貢献の推進	•	•			•	10
	(1) 地域企業に対する啓発と取り組みへの働きかけ	•	•	•		•	10
2	基本目標Ⅱ 男女が互いの性と人権を尊重し、心身ともに健康~	で自立	立	し	た		
	生き方を選択できるしくみつくり	•	•	•	,	•	13
	基本施策1 女性の人権を守る相談体制の強化	•	•		,	•	13
	(1) 各種相談事業の整備と相談体制の整備	•	•	•	,	•	13
	(2) コーディネイト機能の充実	•	•	•	,	•	13
	基本施策2 あらゆる暴力の防止(DV対策など)と被害者の支	.援	•				14
	(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶と予防	•	•	•	•	•	14
	(2) DVなどによる被害者への支援の体制確立	•	•	•	,	•	14
	基本施策3 生涯を通じた男女の健康支援	•	•			•	17
	(1) 母子保健・母性保護等の充実	•	•	•	,	•	17
3	基本目標Ⅲ 男女平等意識の浸透と自立意識の確立						19
	基本施策1 男女平等観に立った教育・学習の推進	•			,		19
	(1) 保育園・幼稚園・小中学校の学習指導での男女平等教育	の推	É進	<u>É</u> •		•	19
	(2) 専門家や地域の多様な人材による生涯学習機会の提供				,		21
	基本施策2 男女共同参画に関する意識調査などの実態把握	•	•			•	22
4	基本目標IV 男女共同参画計画の推進体制の整備	•	,		•		24
	基本施策1 政策・方針決定の場への女性参画の促進	•					24
	(1) 市役所内での女性参画の推進						24

(2) 地域における人材の育成と活用	•	•	•	•	24
基本施策 2 計画推進体制の整備と強化	•	•	•	•	25
(1) 市役所内における男女共同参画	•	•	•	•	25
(2) 市民参加による推進体制の充実	•	•	•	•	26
(3) 庁内推進会議の充実	•	•	•	•	26
基本施策3 むさしのヒューマン・ネットワークセンターの拡充		•	•	•	27
(1) 男女共同参画施策の拠点としての役割	•	•	•	•	27
基本施策4 「まなこ」の充実	•	•	•	•	29
(1) 「まなこ」の充実による意識啓発の強化	•	•	•	•	29
第3章 今後の市民会議のあり方と次期計画策定に向けての提言 ・・	•			•	31
1 進捗状況の評価に関するシステム化の必要性		•	•	•	31
2 データの収集・整理の必要性		•	•	•	32
3 関連諸計画・長期計画との整合性		•	•	•	32
4 市民協働推進のあり方について		•	•	•	32
5 武蔵野市男女共同参画推進市民会議の今後のあり方		•	•	•	33
6 次期市民会議で取り上げるべき課題		•	•	•	33
資料編 ····································					
·武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第2期)委員名簿	•		•	•	37
·武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第2期)審議経過	•	•	•	•	38
武蔵野市男女共同参画推進市民会議設置要綱	•	•	•	•	39
武蔵野市男女共同参画庁内推進会議設置要綱	•	•	•	•	40
・男女共同参画社会基本法	•	•	•	•	42
・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の新合意について	•	•	•	•	47

第1章

武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第2期) 意見書作成にあたっての考え方

平成21年3月、「武蔵野市第二次男女共同参画計画—男女共同参画のまちづくりをめざしてたしかな一歩を」(平成21~25年度)(以下、「第二次計画」)が策定された。さらに、平成21年9月「武蔵野市第二次男女共同参画計画アクションプラン」が策定され、計画は着実な実施に向け、大きく前進することとなった。

「第二次計画」は以下の基本理念とその達成のための取り組みの基本視点に 基づいて策定された。

基本理念

「男女が互いの人権と能力を尊重し合い、働き方や生き方を柔軟に選択で きる、男女共同参画のまちづくりの実現」

基本視点

- (1) 市民、事業者、市の協働により、男女共同参画社会を構築していく。
- (2) 地域で支え合う男女共同参画のまちづくりを推進する。
- (3) 実効性のあるプランづくりをする。

上記の基本理念と基本視点に基づき、「実効性のあるプランづくり」のため、市民会議を常設化し、その後の計画の進捗状況のフォローアップを行い、必要に応じて計画の見直しが図られることとなったが、今回が、見直しの最初の市民会議である。

男女共同参画をめぐる新たな法制度の動き

- 平成22年6月、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成19年12月策定)が改定された。その後の施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、新たな視点や取り組むべき事項が盛り込まれ、「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」で、政労使トップによる新たな合意が結ばれた。
- 平成21年6月に改正された「育児・介護休業法」が、平成22年6月3 0日から、一部を除き、施行された。常時100人以下の労働者を雇用する中

小企業については、平成24年7月1日から施行される。改正のポイントは、 ①子育て期間中の働き方を見直し、仕事を続けやすい制度を導入。②男性の育 児休業を取得しやすい制度に改正。③介護休暇制度の創設。④実効性を確保す るための仕組みを創設。

● 平成22年7月、政府の男女共同参画会議は、平成23年度から5年間に実施する第3次基本計画策定の素案(「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」)をまとめ、首相に答申した。政府は年内に基本計画を閣議決定する予定である。

第3次基本計画の策定に当たって改めて強調すべき視点として、「女性の活躍による社会の活性化」、「男性にとっての男女共同参画」、「子どもにとっての男女共同参画」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「地域における身近な男女共同参画の推進」が挙げられている。

今回の市民会議の位置づけ

- 1. 市民会議の常設化と計画の進捗状況の評価
- 常設化された市民会議は、次期計画の策定に向けての提言をまとめる時期(平成24~25年度)には集中的に審議を行い、計画策定に向けての報告書を提出することになるが、それ以外の年では、計画の進捗状況を確認し、課題解決のために提言することになった。前回の市民会議が提言した、PDCA(プラン(計画)→ドゥ(実行)→チェック(評価)→アクション(改善、見直し)のマネジメント・サイクルに乗っ取った推進状況のフォローアップ体制の確立に向けての第一歩と言える。
- ただし、今回の市民会議については、スケジュール的問題もあり、計画の進 捗状況の評価方法など、課題を残してのスタートとなった。

2. 市民会議と庁内推進会議との連携体制

- 平成21年9月に策定された第二次男女共同参画計画アクションプラン(以下、「アクションプラン」)では、市民会議と庁内推進会議は、情報を共有しながら連携を推進することが、〈充実〉されるべき事業として位置づけられた。
- 一方、庁内推進会議は改組され、副市長を議長とし、関係部長により構成される「武蔵野市男女共同参画庁内推進会議」のもとに課長レベルによる実務

的な協議の場である「幹事会」がおかれ、アクションプランに沿った年度ごとの重点目標を設定するなど、関連施策の庁内横断的推進のための実効的な体制がとられることとなった。今後は、重点目標の設定などを通じて、市民会議といかに連携体制を形成していくかが課題である。

3. 他の計画との関係

● 市区町村の男女共同参画計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づく 計画として位置づけられており、政府の基本計画及び都道府県の計画との整 合性をはかるとともに、各自治体の総合計画や個別計画との整合性を図る必 要がある。

市民会議は、最上位計画である「武蔵野市長期計画」や、男女共同参画の視点で、「子どもプラン武蔵野」や「武蔵野市生涯学習計画」「武蔵野市健康福祉総合計画」等、男女共同参画計画と課題を多く共有する個別計画との整合性を図ることになる。

「子どもプラン武蔵野」や「武蔵野市生涯学習計画」については、今回の市 民会議開催中に中間報告のパブリックコメントが実施されたため、男女共同 参画の視点で市民会議としての意見書を提出した。

4. 今回の市民会議の優先課題

- 今回の市民会議では、進捗状況の評価システムが導入されるまでの暫定的 方法によって計画の進捗状況のフォローアップを行った。以下の5つのテーマを優先課題として、それぞれについて、アクションプランどおりに実施されているかどうかを点検し、問題点と課題を整理した。残るテーマは、中間 見直しのための次期市民会議のテーマとして検討される必要がある。(第三章参照)
 - (1) 子育て支援策の充実(基本目標 I 基本施策 1 (1))

第二次計画の基本理念であるワーク・ライフ・バランス(以下、「WLB」)の実現にとっては、子育て支援の充実は不可欠である。アクションプランでも、平成 $21 \cdot 22$ 年度に〈充実〉とされている事業が多く、また、「第三次子どもプラン武蔵野」(平成22年度 ~ 26 年度)が策定中であったということもあり、優先課題とした。

(2) 女性の就労とチャレンジ支援(基本目標 I 基本施策 2)

出産や子育て、介護等によって就労や社会参加がままならない女性たちにとって、「新しい仕事づくり(起業や NPO などの活動)を身近な地域の中で行う」という選択肢は魅力的である。「武蔵野市男女共同参画に関する意識調査」(以下、「意識調査」)では、すでにやっている人も含めて起業等を望む女性は4割近くに達しており、特に、女性の若い層でこれが顕著である。「武蔵野市 NPO 活動促進計画」でも、「NPO 団体に対する補助の充実」や「ファンドの設立」などが検討課題とされており、今後、大いに可能性を秘めた部分である。

一方、まちづくりにおいて地域の企業の役割は大きい。WLBの実現にとって、企業の協力は不可欠である。市役所も特定事業主としての社会的責任を問われており、今後、地域の企業への啓発と取り組みへの働きかけの意義は大きい。

今回の計画期間内に最初の一歩を踏み出して欲しいとの期待を込めて、優 先課題とした。

(3) 女性総合相談窓口機能の整備と配偶者からの暴力防止・被害者保護のための基本計画策定(基本目標Ⅱ 基本施策1・2)

平成21年度より、女性の相談に特化した「女性総合相談」がスタートした。スタート間もないこともあり、活発な利用には至っていないが、男女共同参画の視点で女性の自立支援をめざす相談窓口として、さらなる充実が望まれる。

一方、平成13年制定の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(いわゆる DV 防止法)は、平成19年の改正により、DV防止基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務とされた。DV 被害者支援のための庁内外のネットワーク形成と共に、緊急の課題である。

(4) 男女平等意識の浸透(基本目標Ⅲ 基本施策1・2)

社会制度や慣行を見直し、意識改革を図り、男女が主体的に進路を選択するためには、教育・学習の充実は不可欠である。平成21年度は、「第三次子どもプラン」と「生涯学習計画」の策定年度ということであり、また、むさ

しのヒューマン・ネットワークセンター(以下、「ネットワークセンター」) や男女共同参画情報誌「まなこ」の取り組みとも大いに関連しているため、 優先課題とした。

(5) 男女共同参画計画の推進体制の整備(基本目標IV 基本目標 1~4) 計画の推進体制の整備と進捗状況のフォローアップ体制の確立は、「実効性のあるプランづくり」にとっては最優先の課題である。「第二次計画」で、武蔵野市の男女共同参画施策の拠点と位置づけられたネットワークセンターと男女共同参画推進のための情報誌である「まなこ」の充実も欠かすことのできない課題である。

- ※ 以上の優先課題について、以下の資料に基づいて検討を行った。
 - •「武蔵野市第二次男女共同参画計画(平成21~25年度)」(平成21年3月)
 - ・「武蔵野市第二次男女共同参画計画アクションプラン(平成21~25年度)」(平成21年9月)
 - ·「武蔵野市男女共同参画推進市民会議報告書」(平成20年11月)
 - •「平成20年度 武蔵野市男女共同参画計画(平成16~20年度)推進状 況調査報告書」(平成21年9月)
 - •「平成21年度 武蔵野市第二次男女共同参画計画(平成21~25年度) 推進状況調査報告書」(平成22年8月)
 - ・「第三次子どもプラン武蔵野」(平成22年2月)
 - ·「武蔵野市生涯学習計画」(平成22年4月)
 - 「武蔵野市特定事業主行動計画 後期計画」(平成22年3月)
 - ・「働き方の見直しに関する職員アンケート調査報告書」(平成21年12月)

第2章 基本目標ごとの進捗状況の評価と今後の課題

基本目標 I 男女がともに仕事と家庭、地域生活の調和を図ることのできる環境の整備

基本施策1 男女がともに担う子育てと介護への支援

- (1) 子育支援策の充実
- ・ 子育て支援施設のサービスの充実 〈充実〉
- 子育て支援団体の育成支援と連携強化 〈継続〉
- ファミリーサポート事業への支援と広報の強化 〈継続〉
- 保育ママ制度の拡充 〈充実〉
- 病後児・病児保育の拡充 〈充実〉
- 保育・児童施設の機能の充実と待機児童の解消 〈充実〉
- ・ ひとり親家庭の生活の安定と自立の支援 〈継続〉

進捗状況

- 市民会議開催中に「第三次子どもプラン武蔵野」(以下、「子どもプラン」)が策定された。すべての子どもと子育て家庭への支援策の理念の一つとして、「女性が出産し、子育てできる環境づくりと父親の育児参加のために、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の見直しについての共通理解」が挙げられており、その視点での男女共同参画計画との連携が期待される。
- 待機児童の解消に向けて、平成21年12月に認可保育園(精華第二保育園)が新規に開設した。また、平成22年4月には、認証保育所が開設した。認定こども園については、開設準備委員会が平成21年度に立ち上げられ、現在、待機児童の状況を検証しながら、平成25年度の開設に向けて検討中である。
- 家庭福祉員(保育ママ)が1名増員された。保育ママ制度の拡充にとって、長時間にわたってひとりで行う保育への負担感や場所等の問題が障碍となっており、自宅以外でのグループ保育等の解決策の検討を図ることになっている。
- 平成22年7月に、病児・病後児保育施設「プチあんず」が武蔵境地区に開設された。武蔵野市で最初の病児保育施設である。
- 平成21年度に新規に開所した認可保育園と武蔵野プレイス開設準備室が、「子育て支援ネットワーク」に新たに参加し、連携強化が図られている。
- 学童保育については、待機児童のいる学童クラブは現在のところない。学童クラブの校内移転及び隣接地への移転が進められている。保育の質の向上が課題となっているが、「子どもプラン」では、地域子ども館あそべえとの連携強化を進める方向

で検討されることになった。

- 待機児童については、武蔵野市でも特に0歳から2歳までの乳児を中心として増加している。一方、母親の就労形態の多様化にともなって、保育・一時保育ニーズも多様化している。実態を十分に検証した上で、年度途中入所への対応や一時保育なども含めた、迅速で柔軟な対応が必要である。(コラム①参照)
- 認証保育所など認可外の保育施設については、今後、NPOや株式会社など様々な 主体による多様な保育事業の展開が進むと考えられる。多様な事業体の導入にあた っては、「地域社会全体で子育てを支援する」(「子どもプラン」)という視点にたち、 武蔵野市独自の姿勢で進めていくことが望まれる。
- 学童保育については、「子どもプラン」の中で、今後、「小学生の放課後施策推進協議会」で協議されることとなった。土曜開所についても、子どもの視点や働く親の必要性等を十分に勘案しながら、検討される必要がある。
- 保育ママ制度は、「女性のチャレンジ支援」の視点からも、今後、拡充が期待できる分野である。バックアップ体制の充実に向け、しっかりとした現状把握に基づいた検討が望まれる。
- 3歳児以降の幼児が、保育ママを卒業した後も引き続き保育に欠ける場合には、保育施設にスムーズに移行できるよう配慮する。
- 子どもが病気になった場合、働く親は看護休暇が取得でき、事業主も法的に拒むことはできない。しかしながら、現状では取得に困難が伴う場合が多い。病後児保育室「ラポール」に次いで開設された「プチあんず」は病児保育もおこなう。働く親にとっては朗報である。さらに吉祥寺地区への開設が望まれる。その際、地域のNPO等の育成、WLBをミッションとするNPO等との連携も視野に入れながら、市独自の体制整備を進める必要があるだろう。(コラム②参照)
- 「意識調査」では、相互会員制の一時保育であるファミリーサポート事業への利用 ニーズが高い。また、事業への参加の意向も少なくない。地域を拠点とした"共助" の仕組みづくり、さらには、地域における仕事づくり(起業・コミュニティビジネ ス)の視点からも、今後、支援の強化が望まれる。
- 地域の中で、子育てが一段落し、再び働きたいと思っている女性たちやコミュニティに役立つ仕事をしたいと思っている女性たちと子育て支援事業をつなげる、武蔵野独自の仕組みづくりの創設ができないだろうか。地域通貨やチケット等を媒介とするマーケットベースでの様々なシステムの例が全国各地に少なからず見られる。女性のチャレンジ支援の視点で、武蔵野市ならではの仕組みづくりについて検討が期待される。

● 子育てに直面する親にとって、子育て支援は必要不可欠なサービスであるが、親たちは、支援されると同時に、自分も誰かのために何かをする、あるいは共に何かをする共助の関係を学んでいく必要がある。地域課題の解決を通じて、世代を超えたつながりが生まれるよう、行政と子育支援者が連携しながら、見守ったり、働きかけたり、つなげたりすることが求められている。(コラム③参照)

課題の整理

- ◆ 待機児童の解消に向けて、多様な保育ニーズの実態に即した、迅速で柔軟な保育・ 一時保育サービスの提供を実施する。
- ◆ 多様な事業体の導入にあたっては、今後も市独自の姿勢で進める。
- ◆ 保育ママ制度の拡充のために、現状把握にもとづくバックアップ体制の充実を図る。
- ◆ 保育ママから保育施設へ必要な場合は移行できる体制づくりを図る。
- ◆ 病後児・病児保育施設を吉祥寺地区にも開設する。
- ◆ 病児保育のための体制を整備する。
- ◆ 女性のチャレンジ支援の視点で、市独自のファミリーサポート事業を市民と協働 で更にすすめる。
- ◆ 共助の視点で、子育て支援のネットワークの拡大に向けて支援する。

コラム①「多様な保育事業の事例」

○都市再生機構(UR)と足立区の子育て支援連携—行政が調整役となり民間主導 平成22年8月、URが足立区と連携し、区内のURの新築の賃貸物件を活用 し、託児施設を併設し、幼稚園の送迎と組み合わせて、保育所並みの長時間の 一時保育サービスを開始した。周辺の幼稚園の送迎バスが発着する地点にし、 幼稚園から帰った後も引き続き子どもを預けることができる。

また、4戸は、保育ママが数人のグループで保育を行なう場所とし、保育ママと区が家賃を折半する。足立区は平成22年4月時点で待機児童数は前年比4%増の436名。(日本経済新聞 平成22年8月20日)

○0~2歳児対象「練馬型グループ保育室」

練馬区は、平成22年9月1日、0~2歳児を対象とする簡易型保育施設を 練馬駅近くのマンション内に開設した。開設は2カ所目。区立保育園の園長経 験者など保育のベテランがスタッフを努める。対象人数は10人。休日や年末 年始を除く午前8時から午後6時まで。(日本経済新聞 平成22年8月19 日)

コラム②病児保育・病後児保育の NPO 法人『フローレンス』 —保育ニーズの解決を通じて、地域の中に共助の支援ネットワーク

フローレンスは、こどもが熱をだすことを強い体を創るために、「必要なこと」と考えます。……こどもが熱を出すことを親に降りかかる災難ではなく、支援によって地域が結び付く、「大いなる恵み」だと考えます。……病児保育問題の解決を「仕事と子育ての両立可能な日本」への、変革の連鎖を引き起こす、絶好の機会だと考えます。

(フローレンス病児保育憲章より抜粋)

コラム③品川区 NPO 法人「ふれあいの家―おばちゃんち」 ―異世代交流型の子育て支援組織

赤ちゃんから高齢者までが、世代をこえて、ふれあい暮らせる、そんな『まち』 をつくりたい!

こどもがすこやかに育ち、若者が輝き、おとなが心ゆたかな暮らしを送るために、仲間に出会える身近な場所、おばちゃんちはそんなところ!

(「ふれあいの家―おばあちゃんち」のホームページより)

基本施策2 女性の就労とチャレンジ支援

- (1) 起業支援と再チャレンジへの支援
 - ・ 再就職支援セミナーの実施・情報提供 〈継続〉
 - 就職・再就職に関する情報収集・提供や支援 〈継続〉
 - ・ 地域に根ざした起業・就労・地域支援に関する情報の提供や育成支援 〈継続〉

進捗状況

● 現状では、いずれも情報提供にとどまっている。

問題点と課題

● 「意識調査」では、起業への意欲がある女性は、すでにやっている人も含めて4割近くに達している(P58)。この潜在的ニーズを地域の中でNPOやコミュニティビジネス等の立ち上げへと導いていく仕組みが望まれる。

- 女性の起業支援のためには、行政と武蔵野市 NPO・市民活動ネットワークや商工 会議所等の民間が連携しながら、情報提供や相談等も含めた育成事業を進めていく ことが望まれる。
- 女性の就労とチャレンジ支援に関する情報としては、内閣府男女共同参画局ホームページの「チャレンジサイト」や女性と仕事の未来館のホームページの「働く女性支援情報」や、国立女性教育会館(ヌエック)の「女性のキャリア形成支援サイト」等が有益である。これらをネットワークセンターのホームページとリンクさせることによって、支援情報の提供をさらに充実させることができる。

課題の整理

- ◆女性のための(再)就職と(再)チャレンジ支援の仕組みづくりを整備する。
- ◆女性と仕事に関する支援情報をネットワークセンターのホームページとリンクさせ、広く提供する。

基本施策4 企業の地域貢献の推進

- (1) 地域企業に対する啓発と取り組みへの働きかけ
 - ・ 育児・介護休業制度の企業への普及の推進 〈継続〉
 - ファミリー・フレンドリー企業の表彰制度の検討 《継続》

進捗状況

● いずれも制度の普及のための情報提供にとどまっている。

- アクションプランでは、〈継続〉となっているが、「平成20年度報告書」では、地域の企業(事業所)に対する啓発と取り組みへの働きかけへの期待は大きい(P.13-14)。 武蔵野市にWLBを定着させるためにも、市と企業、市民が協働で推進する必要がある。実施にあたっては、「京都モデル」子育て応援中小企業認定制度や静岡子育て応援中小企業の紹介等を参考とする。(コラム①・②参照)
- 施策の推進にあたっては、市民協働推進課はもちろん、商工会議所や地域の NPO 等の協力を得ることが望ましい。また、現在進められている第五期基本構想・長期 計画の策定に向けて働きかける必要があるだろう。
- 市の次世代育成支援行動計画策定を好機ととらえ、市長が「にっぽん子育て応援宣言」などのメッセージを表明していくことも、大きな選択肢のひとつと考えられる。 (コラム③参照)

課題の整理

- ◆ ワーク・ライフ・バランスを定着させるために、地域の企業や事業所へ働きかける。
- ◆ ファミリーフレンドリー企業の表彰等の事業の実施にあたっては、商工会議所や NPO 等の協力を得るとともに、第五期基本構想・長期計画の策定に向けて働きかける。
- ◆ 市長が子育て応援都市の宣言やメッセージを表明する。

コラム①「京都モデル」子育て応援中小企業認定制度

次世代育成支援対策推進法に基づき、自治体が、中小企業で働く人の仕事と子育ての両立にやさしい企業や事業所を応援する制度で、京都府の場合、府独自の子育て支援制度を「京都モデル」として創設した。

「京都モデル」では、◇短時間正社員制度◇再雇用制度◇長時間労働の解消◇パート労働者の処遇改善◇男性の育児休業◇育休中の代替社員確保◇働き方の自己申告制度の7つの方策を掲げ、両立支援に取り組もうとする中小企業は、7つの目標の中からいずれかを選び、「子育て応援宣言企業」に登録。その上で、目標の達成度合いなどを判断して、府が「子育て応援企業」と認証する。認証を受けた企業や育児休業中の社員は、商工中金や近畿労働金庫の低利融資を利用できる。

コラム②静岡子育て応援中小企業の紹介

次世代育成支援対策推進法にもとづく、一般事業主行動計画を策定・届出した 企業 を子育て支援企業として県で PR する。メリットとして、以下の4点を挙 げている。

- メリット1 子育てと仕事の両立に取り組む企業として、県がPRする。
 - 2 優秀な人材の確保・定着、生産性の向上等につながる。
 - 3 各種助成金・融資の活用ができる。
 - 4 「認定マーク」の活用でイメージアップできる。

コラム③「にっぽん子育て応援団」

2009年5月、ワーク・ライフ・バランスを推進し、子どもと家庭を社会一 丸となって応援する暖かい社会づくりをめざして設立された民間団体。応援団長 は、安藤哲也氏(NPO 法人ファザーリング・ジャパン代表理事)、勝間和代氏 (経済評論家兼公認会計士)、樋口恵子氏(NPO 法人高齢社会をよくする女性 の会理事長)、堀田力氏(さわやか福祉財団理事長・弁護士)の4人で、産官学 民の15人が企画委員。主旨に賛同するNPO法人や識者、企業経営者、自治体 などに呼びかけて、シンポジウムなどで世論を喚起しながら、取り組むべき政策 の実現のために、世代や党派を超えた合意をとっていくことを目的とする。個人 や団体がサポーター登録・宣言をしている。現在、新潟市や奈良市、三鷹市、京 都府など26の地方自治体の首長が子育て応援宣言のメッセージをホームペー ジに掲載している。

ホームペー ジ=http://nippon-kosodate.jp/

基本目標Ⅱ 男女が互いの性と人権を尊重し、心身ともに健康で自立し た生き方を選択できるしくみづくり

基本施策1 女性の人権を守る相談体制の強化

- (1) 各種相談事業の整備と相談体制の整備
 - 女性総合相談窓口機能の整備と各種相談事業の連携 〈充実〉
- (2) コーディネイト機能の充実
 - 相談体制の庁内ネットワークの構築〈新規〉

進捗状況

- 女性総合相談窓口が平成21年5月に新設された。女性がライフステージにおいて 直面する様々な悩みを、女性の相談員が女性の視点に立って、解決のために支援す る窓口としての期待は大きい。現在のところ、スタート間もないこともあり、市民 の認知度も低く、相談件数も多くはない。担当では、まず市民への周知を徹底する ために、パンフレットを作成し、できるだけ広く市民へ呼びかけることを検討中で ある。
- 女性総合相談〈市民協働推進課〉と母子(ひとり親)・女性相談〈子ども家庭課〉の連携のネットワーク形成も平成22年度中にスタートさせることになっており、コーディネート機能の充実の一歩として評価される。

- 女性に対する相談として、子ども家庭課では母子(ひとり親)・女性相談が実施されているが、緊急の対応を要する深刻なケースが多い。今後は、女性総合相談と母子(ひとり親)・女性相談が、お互いの特性を活かしながら、連携や協力がなされることが期待される。
- 市民への周知を強化するにあたっては、女性総合相談の役割と意義を十分に説明する必要がある。また、親しみやすいネーミングの検討も必要であろう。
- 女性総合相談は、DV 問題への対応はもちろん、相談者の「自立支援」のために、 庁内外の支援のネットワークやスーパーバイズのための体制づくりを確立してい くことが、今後の課題である。
- 女性総合相談は、現在、市庁舎2階の相談コーナーで行われている。敷居の低い相談窓口とは言いがたいが、問題解決のための庁内ネットワークにつなげやすいというメリットがある。今後は、電話相談の実施も検討するなど、市民がアクセスしやすい相談窓口とするための試みが期待される。
 - 一方、移転後のネットワークセンターでも、男女共同参画の拠点ならではの相談

窓口の設置を検討する必要があるだろう。その際、女性総合相談との役割分担や連携のあり方をはじめ、プライバシーに配慮した相談スペースの確保や電話回線(電話相談の場合)の問題、DV問題などへの危機管理体制等が課題となる。ただし、ケースのフォローアップのためには、相談事業は市の直営が望ましいだろう。

課題の整理

- ◆ 女性総合相談と母子(ひとり親)・女性相談は、それぞれの特性を生かしながら連携・協力していくことが望まれる。
- ◆ 女性総合相談の役割と意義を市民に十分に周知するとともに、ネーミングの検討 もする。
- ◆ 女性総合相談は、相談者の自立支援の視点で、庁内外の支援のネットワークや相談のスーパーバイズのための体制を整備する。
- ◆ 女性総合相談は、アクセスしやすい相談窓口をめざすとともに、移転後のネット ワークセンターにも、センターにふさわしい相談窓口の設置を検討する。

基本施策2 あらゆる暴力の防止(DV対策など)と被害者の支援

- (1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶と予防
 - ・若年世代への意識啓発 〈新規〉
 - ・DV 相談体制の整備と対応マニュアルづくり 〈充実〉
- (2) DV などによる被害者への支援の体制確立
 - ・配偶者からの暴力防止・被害者保護のための基本計画策定 〈新規〉
 - ・配偶者暴力相談支援センターの設置 〈新規〉
 - ・他の行政機関や民間団体、専門家とのネットワークの形成 〈新規〉
 - ・民間シェルター・NPO・自助グループとの連携・支援 〈継続〉

進捗状況

- 若年世代の実態把握のための検討が平成22年度の事業予定とされており、実施にあたっては、教育委員会及び学校との連携がとられることになっている。学生の多い武蔵野市においては、予防的施策として大いに期待できる。
- DV防止基本計画の策定については、市民会議の意見を参考にしながら、平成22 年度中に、関係各課によるプロジェクトチームを起ち上げ、その後、外部関係機関 との連携も検討する。

問題点と課題

- デートDV防止プログラムが各地で実施されて効果をあげている。(民間機関「アウェア」のプログラムについては、平成21年10月発行の「まなこ」76号に掲載。) 武蔵野市でも、若年世代への意識啓発活動の一環として、デートDV防止のパンフレットの作成・配布とあわせて、早急に実施されることを望む。
- 市民への啓発としては、ネットワークセンターと市の共催のDV防止公開講座が、 平成21年度から、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」の前に実施されて いる。今後は、保健センターでの乳幼児健診等で親対象の啓発セミナーを開催する など、様々な場面で情報提供をしていくことが望まれる。その際、"DV被害者支 援フローチャート下敷き"(江戸川区)や啓発ツールの配布も検討される必要がある。
- アクションプランでは、配偶者暴力相談支援センターの「設置について研究する」となっている。二次被害を引き起こさないよう、また、危機管理体制を明確にする上でも、ワンストップサービスへ向けて、関連各課による庁内・外のネットワーク形成を検討することが望まれる。定期的に連携会議を開催し、情報を共有しておく必要がある。DVの窓口対応マニュアルについては、児童虐待との連携体制を確立するためにも「DV・児童虐待マニュアル」が効果的とされている。(コラム①・②参照)
- DV防止基本計画の策定にあたっては、「DVを許さない武蔵野市」など、市としての明確なメッセージを込めるとともに、学生の多い街であるという特徴を活かして、次世代を担う若者たちの意識啓発を重点目標とするなど、武蔵野市らしさを最大限活かしながら、計画づくりにあたることが望ましい。
- DV防止基本計画策定にあたっては、関係各課によるプロジェクトチームを立ち上げた後、外部関係機関との連携を検討するとのことだが、計画策定のできるだけ初期の段階から、学識経験者はもとより、DV被害者支援NPOや若者も取り入れた幅広い連携体制を組み、計画策定後の支援ネットワーク体制へとつなげていくことが効果的である。(コラム③参照)
- 民間シェルターへの支援策については、現在、検討の段階であるが、DV防止基本 計画の策定の中で、実施に向けて具体的検討がおこなわれることを期待する。

課題の整理

- ◆ デートDV防止のための研修を実施するとともに、若年世代への意識啓発のため のパンフレットを作成し配布する。
- ◆ 様々な場面を通じてDV防止のための情報提供をするとともに、啓発用のツールの配布も検討する。

- ◆ ワン・ストップ・サービスのために庁内・外のネットワーク形成を検討する。「D V・児童虐待マニュアル」の作成が効果的である。
- ◆ DV防止基本計画の策定にあたっては、武蔵野市らしさを活かしながら計画づく りにあたる。
- ◆ DV防止基本計画の策定の初期の段階から、学識経験者や民間団体、若者等を取り込んだ幅広い連携体制を組み、策定後の支援ネットワーク体制へとつなげる。
- ◆ 民間シェルターへの支援策については、実施に向けた検討を望む。

コラム①DV被害者支援の庁内ネットワークの形成(例)

相談(子ども家庭課・市民協働推進課市民相談係)/シェルターへの避難(子ども家庭課)/子どもの転校(教育支援課)/経済的支援・生活保護申請(生活福祉課)/住居の確保(住宅対策課)/母子家庭支援の申請(子ども家庭課)/健康保険(保険課)/年金の手続き(市民課)/住民基本台帳閲覧停止等(市民課)/就業自立支援(生活福祉課)/裁判所への保護命令の申し立て(子ども家庭課)/離婚訴訟などの法律相談(市民協働推進課市民相談係)等

コラム②他の行政機関、民間団体、専門家とのネットワークの形成(例)

- ・母子生活支援施設・シェルター運営団体・弁護士やカウンセラー等の専門家等 からなる庁外連携会議の定期的開催。
- 女性緊急一時保護施設(DVシェルター)への運営補助費助成。
- ・加害者の告訴(警察への通報)・カウンセリング・精神科医からのサポート(配偶者暴力相談支援センター)・弁護士・法テラス等との連携等、専門家、カウンセラーとの連携等。
- ・保健センター、学校、むさしのヒューマン・ネットワークセンターとの連携。

コラム③埼玉県吉川市の「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」 (平成21年3月) 策定の経緯

- ・「庁内DV及び児童虐待防止担当者連絡会議」(平成18年8月設置)と並行して、「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画策定懇話会」を設置し、「吉川市男女平等参画プラン」や「男女共同参画条例」にもとづき、基本計画の素案を作成し、市長に答申した。
- ・委員は12名以内で、市長が委嘱。構成は、
 - ① 公募による市民 ②関係団体から選出された者
 - ② 関係機関の代表者 ④行政関係者
- ・進捗状況のチェックは男女共同参画審議会が行う。

〈計画に盛り込まれた内容〉

- ・相談・各種(自立)支援、情報提供、助言、関係機関との調整などの総合調整機能を担う配偶者暴力相談支援センターを平成21年6月に設置し、専門の相談員を配置
- ・DV相談の総合相談窓口として制度の申請手続きなどを一括して行うことが できるワン・ストップ・サービスを導入。
- ・「DV・児童虐待対応マニュアル」の作成(予定)。
- ・外国人・高齢者・障がい者への通訳ボランティアの整備。
- ・多言語による冊子の配布。

基本施策3 生涯を通じた男女の健康支援

- (1) 母子保健・母性保護等の充実
- 子宮頸がんワクチン接種の公費負担(無償化)

子宮頸がんワクチン接種の公費負担については、すでに実施している自治体もある。国も予算を付ける方向で動いているが、武蔵野市でも、現段階での何からの助成の必要があるだろう。

しかしながら、子宮頸癌にとってワクチンが有効なのは、15 種類のウイルスの うちの2種(全体の60パーセント)で、 むしろ、ワクチンを打った事で安心してしまい、検診を受けなくなる事の方が心配だとする意見もある。(「ふぇみん(婦人民主新聞)平成22年9月15日号」)

武蔵野市では、平成17年より、20歳以上の子宮癌検診を実施しているが、受 診率は12.0%と、高くない。本来、子宮頸癌は「予防することのできるガン」 であり、そのためには「ワクチンと検診が不可欠である」ことを若い世代に積極的 に啓発していく必要がある。

課題の整理

- ◆ 子宮頸がんワクチンの公費負担の実施に向けて、国に働きかける。
- ◆ 国による公費負担が実現するまでは、武蔵野市でも何らかの助成をする。
- ◆ 子宮頸癌の予防のためには、「ワクチン接種と検診が不可欠である」ことを若い世 代へ積極的に啓発する。

基本目標Ⅲ 男女平等意識の浸透と自立意識の確立

基本施策1 男女平等観に立った教育・学習の推進

- (1) 保育園・幼稚園・小中学校の学習指導での男女平等教育の推進
- ・男女平等教育の推進 〈継続〉
- ・生活指導や進路指導の充実と体験学習による職業観の形成 〈継続〉
- ・保育士・教職員への研修の充実 〈継続〉
- 女性教職員の管理職への積極的登用〈継続〉
- ・子どもの発達段階に即した性教育の充実〈継続〉
- 人権尊重教育の推進〈継続〉
- ・地域の教育力の活用〈新規〉
- ・PTA 活動への男性の参加促進〈継続〉
- ・ヒューマン・ネットワークセンターによる教育機関への出前講座〈新規〉

進 捗 状 況

- 男女平等教育は、各学校の道徳及び人権教育の指導計画によって、発達段階に応じて行われている。
- 職業観の形成のための就労体験については、市役所や地域民間企業、商工会 議所等の協力を得て、市内全中学校の2年生を対象に実施されるとともに、 職業人の話を聞く機会を充実させた。
- 保育士・教職員への研修は、各園、校内で人権教育に関する研修会の中で行われた。また、東京都教育委員会主催の研修会へ参加し理解を深めた。
- 女性教職員の管理職への任用審査合格者は、僅かではあるが増加している。
- 子どもの発達段階に即した性教育の充実のために、生活科や総合的な学習の時間、保健や学級活動等の時間を活用し、行なわれている。
- PTA 活動への男性の参加促進のため、「おやじの会」や父親懇談会を開催する学校が増えており、これらを通じたPTA活動への男性の参加がみられる。
- ヒューマン・ネットワークセンターによる教育機関への出前講座については、 平成23年度の実施をめざして今年度中に検討されることになっている。

- 男女平等が人権に根ざした問題であることを子どもたちが理解するうえで、 人権教育の役割は大きい。今後ともさらなる充実を期待する。
- 職場体験や職業人の話を聞く機会は、子どもたちにとって、生き方や職業人としてのロールモデルを得る貴重な機会である。武蔵野市には多様な人材が

在住・在勤しているので、今後とも充実を希望する。

- インターネットや携帯電話を悪用した性犯罪が増加するなど、性犯罪の被害者になる子どもが増えている。被害者の若年・低年齢化傾向もみられ、内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成20年度)によると、女性(1,675人)に異性から無理やり性交された経験を聞いたところ、中学生の時(4.9%)、小学生の時(12.2%)小学校入学前(3.3%)と、低年齢で被害を受けている人が2割程度いる。また被害にあった人のうち6割以上がだれにも相談しなかったと答えている。子どもたちが被害者にならないためにも、学校と地域が連携して、何らかの形で、子どもたちへ相談機関等の情報を提供していくことも、今後の課題である。
- 一方、性的マイノリティーについては、2010年4月、文部科学省が、心と体の性別が一致せずに悩む性同一性障害(GID)の児童・生徒について、都道府県教育委員会などに対して、教育相談を徹底するよう通知した。岡山大学の調査では、体の性別に違和感を覚えた時期については、半数以上が小学校入学以前で、約9割は、中学生以前に不登校になったり、自殺を考えたりと悩みながら学校に通っている。(毎日新聞 平成22年2月16・27日)プライバシーに関わる微妙な問題ではあるが、武蔵野市でも実情を見極めながら、丁寧な対応をしていく必要があるだろう。(コラム①参照)
- 男親も女親も、ともに保護者として学校に関われるよう、参加しやすい時間 や会の持ち方等を工夫する。特に男親の参加を促すためにも、「おやじの会」 等の活動について積極的に情報提供していく。
- ネットワークセンターは、学校教育の現場と地域を繋ぐとともに、地域の教育力を高めることも一つの役割と考える。その役割を果たすためには、ネットワークセンターの整備が急務の課題となる。(基本目標IV参照)

課題の整理

- ◆ 今後とも、人権の視点で、男女平等教育を推進していく必要がある。
- ◆ ロールモデルを得る貴重な機会として職場体験や職業人の体験を聞く機会 を引き続き充実させる。
- ◆ 子どもたちが性暴力の被害や性的マイノリティーゆえの悩みで苦しむこと のないよう、人権の視点での配慮が必要である。
- ◆ 男親も女親もともに保護者として学校に関わりやすい環境をつくる。
- ◆ 学校と地域をつなぐネットワークセンターの整備が急務である。

コラム①性同一性障害児対応に関する文部科学省の通知

2010年4月23日、文部科学省は、性同一性障害児(GDI)に対する通知の中で、「学級担任や管理職、養護教諭、スクールカウンセラー等が協力して、保護者の意向も配慮しつつ、児童生徒の実情を把握した上で相談に応じ、必要に応じて関係医療機関とも連携するなど、彼らの心情に十分に配慮するよう」対応を求めた。また、都道府県知事所管の私立学校にも同様の通知をした。

GDI の児童・生徒は、男女別の制服や更衣室、トイレ等日常生活や学校での活動に悩みを抱えている。学校側の配慮で学校生活上の性別変更等の対応を行なった例はあるが、国としての対応は初めてである。

- (2) 専門家や地域の多様な人材による生涯学習機会の提供
- ・男女共同参画意識の醸成のための講座や研修等の開催 〈充実〉
- ・市民講師の活用とシステムづくり 〈新規〉
- ・民間企業との協働の検討 〈新規〉
- ・市民の自立活動と自主学習グループへの支援 〈継続〉
- ・国際的理解を深めるための取り組み 〈継続〉

進捗状況

- 平成21年度よりネットワークセンター長の配置により、センターで開催される男女共同参画に関わる講座やセミナーなどが充実した。
- その他には全体として新しい計画はなく、前年度も行われていた事業が継続 実施されている。

- 現在、男女共同参画関連講座の開催は、男女共同参画担当とネットワーセンターの事業に加え、武蔵野地域自由大学により受講の機会をもつ地域五大学の関連講座の開放や武蔵野市寄附講座など多様な学習の場が提供されている。さらに専門家や地域の多様な人材による生涯学習機会の提供のためにも、関連機関同士の連携を密にとる必要がある。
- 市民講師の活用に関しては、ネットワークセンターやコミュニティセンター、市民協働サロンとの連携はもとより、全庁的なシステム構築の視点から検討し、実施していく必要がある。また、地域の人材を貴重な人的資源として活用するためにも、講座の講師だけでなく、委員会や審議会の委員等にも役立

てる仕組みづくりが早急に望まれる。

- 男女共同参画のまちづくりを進める上で、民間企業との協働は不可欠である。 様々な先行事例を参考に、働きかけのための最初の一歩を、早急に期待する。
- アクションプランでは、「国際的理解を深めるための取り組み」の事業概要として、「先進諸国の女性の地位向上に関する取り組みを周知する…」と書かれている。しかしながら、男女共同参画の取り組みについては、先進諸国だけではなく、開発途上国にも学ぶべき点が多い。女性の地位向上に関する諸外国の先進的取組みを周知するとともに、今年、第4回世界女性会議(北京会議)から15年目を迎えた国連の動きやNGOの活動についても、積極的に情報提供していく必要がある。

また、国際的理解を深める上で、武蔵野市国際交流協会(MIA)との連携も 今後の課題となるだろう。

課題の整理

- ◆ 男女共同参画関連講座の開催にあたっては、担当間の連携を密にとる。
- ◆ 市民講師の活用については、各委員会等への登用なども含めた、人材活用の 視点から全庁的システムの整備が望まれる。
- ◆ 男女共同参画のまちづくりを進めるために、企業や事業体への働きかけを早 急に進める。
- ◆ 国際的取り組みについては、先進諸国だけでなく、開発途上国や国連、NGO も含めたグローバルな視点で理解を深める。また、事業の実施にあたっては、 武蔵野市国際交流協会との連携も検討する。

基本施策2 男女共同参画に関する意識調査などの実態把握

- ・男女共同参画に関する意識調査の充実 〈充実〉
- ・資料・データ等の整備 〈継続〉

進捗状況

- 「男女共同参画に関する意識調査」については、前回の市民会議で、現状に即した項目等の見直しを行った。「意識調査」のデータ活用については、今後の課題である。
- 「まなこ」については、一般読者からの意見や感想をフィードバックするため、平成22年度から返信はがきを綴じ込みとした。

問題点と課題

- 武蔵野市の実情を事業や計画づくりに反映させていくためにも、「第二次計画」の基本目標に沿ったテーマごとに、内閣府の調査をはじめ都や市の調査等による男女共同参画に関する基礎的データ類と「意識調査」でのデータ類を併せて簡単なデータ集を作成し、今後の事業の実施や次回の計画策定に活用する。(第3章参照)
- 男女それぞれの現状や課題を十分に把握し、実態に即した計画立案につなげていくためにも、様々な調査の実施にあたって男女別統計をとる意義は大きい。男女別統計の整備に向けて、庁内の関係部署に働きかける必要がある。
- 一方、市民サービスとしての情報収集・整備・提供については、ネットワークセンターの事業及び、センターと市内の図書館とのネットワークの中で検討されるべきである。今後は、市の図書館基本計画や各図書館の選書にも男女共同参画の視点が十分に反映される必要がある。

課題の整理

- ◆ 「意識調査」の結果やその他様々な調査を活用した、武蔵野市の男女共同 参画に関するデータ類をまとめ、計画策定に活用する。
- ◆ 実態に即した計画立案のため、調査の実施にあたっては、男女別統計をとるよう全庁的に働きかける。
- ◆ ネットワークセンターと市内図書館の連携を強化し、市の図書館基本計画 や選書の中に男女共同参画の視点が十分に反映される必要がある。

基本目標IV 男女共同参画計画の推進体制の整備

基本施策1 政策・方針決定の場への女性参画の促進

- (1) 市役所内での女性参画の推進
 - 市役所の女性管理職の登用の推進 〈充実〉
 - 市女性職員へのリーダーシップ力育成のための研修の実施 〈継続〉

進 捗 状 況

● 「市役所の女性管理職の登用の推進」(人事課)では、平成23年度〈充実〉のための調査を、平成22年度に実施予定だが、今までのところ未着手である。平成22年4月現在、女性職員は全体の45.3%だが、管理職は3.3%にすぎない。8%という数値目標達成のためにも、早急に実施することを希望する。

問題点と課題

- 上記調査の実施にあたっては、女性管理職が少ない原因を明らかにすることはもちろん、職業継続における障害の除去やWLB、職域の拡大など、女性の登用を進めるための施策や研修につながるような配慮が望まれる。男女共同参画の視点を明確にするため、人事課だけでなく、男女共同参画担当あるいは専門家の視点も入れながら進めることを希望する。
- 女性職員のリーダーシップ力育成のための研修に関しては、民間のノウハウも積極的に導入しながら、本市にふさわしいロールモデルの提示の研究や外部専門家のコンサルティングなどの登用も検討する。

課題の整理

- ◆ 「市役所の女性管理職の登用の推進」に関する調査の実施にあたっては、女性の 登用につながる配慮が望まれる。
- ◆ 女性職員のリーダーシップ力育成のために、本市にふさわしいロールモデルの提示の研究などを行う。
 - (2) 地域における人材の育成と活用
 - ・ 市の委員会・審議会などへの男女比率の平衡化 〈継続〉
 - ・ 地域における人材育成支援 〈充実〉

進捗状況

● 「市の委員会・審議会などの男女比率の平衡化」については、推進状況調査報告書の中で「武蔵野市における委員会・審議会等への女性の参画状況」を公表し、各担当への働きかけを行っている。

問題点と課題

● 上記「男女比率の平衡化」のために、現在、人選の工夫や男女比に配慮した市民公募が全庁的に進められているが、「平衡化」の一層の推進のためにも、さらなる努力が必要である。「女性委員ゼロの委員会をなくす」などの数値目標を設定するとともに、ネットワークセンターの講座の受講生や「まなこ」の編集委員の中から委員を推薦していくなど、人材登用の仕組みの整備も課題である。また、現状では女性の参加率が少ない、例えば防災会議などについても、男女が共に災害から武蔵野市を守るため、計画や施策に更に積極的に男女共同参画の視点が盛り込まれるよう配慮が望まれる。

課題の整理

◆ 市の委員会・審議会などの男女比率の平衡化に向けて、数値目標を設定するよう 全庁的に働きかけるとともに、人材登用のための支援を積極的に行う。

基本施策 2 計画推進体制の整備と強化

- (1) 市役所内における男女共同参画
- ・市役所をモデル事業所としての啓発活動 〈新規〉
- ・ 職員研修による意識の向上 〈充実〉

進 捗 状 況

● 「武蔵野市特定事業主行動計画 後期計画」の策定にあたって、WLBの視点から 職員アンケートが実施された。(「働き方の見直しに関する職員アンケート調査―報告書―」平成21年12月)

- 「武蔵野市特定事業主行動計画 後期計画」については、随所に年度を限った数値 目標が設定されており意気込みが感じられる。今後は、進捗状況の十分なフォロー アップと対応策が望まれる。
- アンケートによる育児休業取得状況は女性職員が100%取得しているにもかかわらず、男性職員の取得率は低く、平成20年度の対象者については0%である。

計画の目標値10%達成をめざして、情報提供等を強化するとともに、取得しやすい職場の状況整備が望まれる。また、育児短時間勤務やフレックスタイムの導入については、WLBの実現に向けた働き方の見直しのためにも、早急な導入に向けての検討が必要である。

● 職員研修については、平成22年2月、初めて、市独自の男女共同参画に特化した研修が実施された。今後も継続して実施されるとともに、DV対応等男女共同参画の課題のための実践的研修も実施されることを希望する。

課題の整理

- ◆ 男性職員の育児休業取得率の目標値10%の達成のための状況整備を図るととも に、育児短時間勤務やフレックスタイムの早期導入に向けて検討する。
- ◆ 男女共同参画推進のための職員研修の継続実施を図る。
 - (2) 市民参加による推進体制の充実
 - 市民会議の常設化と役割の強化 〈充実〉
 - ・ 庁内推進会議と市民会議のネットワーク 〈充実〉
 - (3) 庁内推進会議の充実
 - ・ 庁内推進会議の体制の整備 〈充実〉
 - 事業評価による実施状況の把握 〈新規〉

進捗状況の点検

- 市民会議が常設化され、今回、計画立案への提言以外の目的で初めて市民会議が開催された。第1回ということもあり、進捗状況の評価方法やフォローアップ体制、
 庁内会議との連携のあり方など十分に検討されないままのスタートだったが、計画の進捗状況の把握の重要性を再確認することとなった。
- 一方、庁内推進会議も改組され、幹事会を設置することによって実効性のある体制づくりをめざすこととなった。アクションプランの実施にあたっては、庁内推進会議と市民会議の連携体制が不可欠である。今後、情報や課題を共有しながらしっかりとしたネットワーク体制が組まれることが求められている。

問題点と課題 第3章参照

課題の整理

◆ 市民会議の開催にあたっては、計画策定に向けた市民会議と計画の進捗状況を評価する市民会議のそれぞれにふさわしいシステムと開催のスケジュールを確立す

ること。

◆ 庁内推進会議と市民会議がともに情報や課題を共有しながら、しっかりとした連携体制をとるための仕組みづくりを図ること。

基本施策3 むさしのヒューマン・ネットワークセンターの拡充

- (1) 男女共同参画施策の拠点としての役割
 - 市との連携の強化 〈充実〉
 - ・ 人材育成とコーディネイト機能の充実 〈充実〉
 - 男女共同参画推進の拠点としての事業の展開 〈充実〉
 - ・ ヒューマン・ネットワークセンターの移転に伴う機能の充実 〈新規〉
 - ・ 登録団体の見直しと運営協議会活動への参加の促進 〈継続〉
 - ・ 情報提供の充実 〈充実〉

進捗状況

- 平成21年4月、男女共同参画推進コーディネーターであるセンター長の配置により、講座等の専門性も高まり、市の男女共同参画施策の拠点としての機能は大いに前進した。現在、コーディネイト機能の充実に向けて、スタッフへの人材育成のための研修等が行われているが、「まなこ」編集委員等も含めて行われた。
- 平成21年4月、それまでの担当副参事から担当課長へ体制の強化が図られ、むさ しのヒューマン・ネットワークセンター運営協議会(以下、「運営協議会」)及びセ ンター長への支援と関与を増すことで連携を深めている。
- 運営協議会は、「これからのセンターを考える会」「条例を考える会」「運営協議会のあり方検討会」を立ち上げ、〈市と運営協議会の役割分担や連携のあり方及びセンター移転に伴う機能の充実〉〈男女共同参画条例の研究〉〈運営協議会の体制の今後の方向性〉等の検討を行っている。
- 運営協議会は、登録団体代表と個人のメンバーから構成されるが、近年、団体からの委員は激減し、個人メンバーがほとんどである。今後、市と運営協議会はセンターのあり方や協議会の運営形態を早急に検討し、協働にふさわしい体制を整えることが求められている。
- 昨年、運営協議会のメンバーは、国立女性教育会館「ヌエック」のワークショップに参加し、ネットワークセンターのスタートから現在までを振り返り、何が問題・課題かを整理し明らかにした。今年も参加し、一年間の活動を報告し、できたこと、できなかったことを検証した。
- 今年度、ホームページが刷新され内容も充実した。事務スタッフによる会議室の利用状況や講座の報告の迅速な更新や、ホームページ上での講座の申し込みが可能と

なった。図書検索も容易になった。市の図書館とのリンクが今後の課題である。

問題点と課題

● 市とセンターの登録団体の見直し

センターの運営協議会への参加団体数が、近年、大幅に減少した。センターの運営体制の立て直しのためにも、登録団体の見直しを早急にする必要がある。なぜ、運営協議会に参加しないのか(できないのか)をはじめ、参加団体が登録する「男女共同参画推進団体」が直面する現状や問題点を調べる必要がある。また、幅広い参加を呼びかけるためにも、施設利用団体や講座参加修了者への働きかけはもちろん、市民協働サロン、武蔵野プレイスとの連携を積極的にとっていく必要がある。

- 設置条例等によるセンターの位置づけの必要性
 - 現在、センターの管理・運営は、「むさしのヒューマン・ネットワークセンター管理運営要綱」に基づく市と運営協議会間の受託契約で行われている。移転後は、新しい施設にふさわしいミッションや、運営・管理形態、市とセンターの役割分担、市とセンターの連携のあり方などが盛り込まれた設置条例等による、明確な位置づけが必要である。市とセンターの役割分担や連携のあり方については、現在、運営協議会の中でも検討されているが、移転に向けて、中・長期視点に立つ施設の青写真も含めて、市とネットワークセンターの具体的な協議の場が早急に設けられる必要がある。
- ネットワークセンターが、今後、男女共同参画推進の拠点として、人材育成及びコーディネート機能の充実を図りながら、事業を推進していくためには、それに見合った予算の拡充が必要になる。ネットワークセンターの今後のあり方を含めた運営体制の見直しをした上で、事業量にふさわしい管理委託金の額を、市と運営協議会との協議を通じて明らかにしていく必要がある。
- 男女共同参画施策は、本来、全庁的取り組みの中で実施されるべきである。その意味で、今回初めて実施された一般職員への研修は大いに評価できる。さらに一歩進め、講座等への一般職員の参加が望まれる。一方、DV 相談体制の整備などの全庁的課題に対しては、ネットワークセンターを課題解決のネットワークの中にしっかりと位置づけるとともに、窓口対応のための研修等が必要となる。

課題の整理

- ◆ 登録団体を見直し、市民へ幅広い参加を呼びかける。また、市民協働サロン・武 蔵野プレイスとの連携を促進する。
- ◆ 男女共同参画施策の全庁的取り組みの中にセンターの事業をしっかりと位置づける。

- ◆ 設置条例等によるネットワークセンターの明確な位置づけを検討する。
- ◆ 男女共同参画の推進拠点としての事業量にふさわしい予算配分とするために、市とネットワークセンターの協議の場で十分に検討する。

基本施策4 「まなこ」の充実

- (1)「まなこ」の充実による意識啓発の強化
- ・「まなこ」の充実・広報活動の強化 〈充実〉

進 捗 状 況

- 編集体制を大幅に見直し、市民編集長システムを休止し、市の関わりを深めた。 誌面をより充実させるため発行回数を年4回から3回とし、読者からの意見・感想 を集約するため、返信はがきを綴じ込みとした。
- 男女共同参画の意識啓発を強化する一環として、今後、DV 関連情報を毎号掲載する。
- 今後、センターとの連携強化を図る。今年度は、センタースタッフとまなこ編集委員の人材育成のための研修を行った。

- 市民編集長システムでは、事業委託される編集長に権限・責任が集中しすぎるため、 編集長に就く人材を見つけにくくなっている。平成22年度の最新号に関しては、 市の男女共同参画担当が編集長の役割を担当した。
- 市が「まなこ」への関わりを深める必要はあるが、男女共同参画担当は、男女共同参画施策全般を遂行する責務を担っており、現状では、引き続き編集長を担当するのは困難と思われる。人員の拡充とともに、市と市民が協働で、武蔵野市らしい男女共同参画のための地域情報誌を作るためには、どのような編集体制が望ましいのか、早急に検討されるべきである。
- 現在は、平日の日中に編集会議が持たれているため、編集委員が一定の層に偏りがちである。男性を含め、多様な人材が参加出来るよう、公募制を採用するなど、編集会議の持ち方について再検討する。
 - 子育て中の親のための保育はもちろん、将来的には、リモートメディアの利用など の検討も含めて大胆な改革が必要である。また、編集委員の任期についても、明確 な規定が望まれる。
- 男女共同参画のための情報誌として専門的視点を明確にするためにも、専門家のアドバイスをシステムとして組み込む必要がある。
- 現状では、配布場所が限られているので、多様な読者を獲得できない。市民の

認知度40パーセントの数値目標を達成するためにも、年1回の全戸配布を検討する必要がある。

● 「ライター入門講座」は、「まなこ」のリポーターや編集委員の養成を目的として スタートしたが、現状では、両者の連携は必ずしも十分とは言えない。「まなこ」 の編集に役立つ、より実践的な講座内容とするためにも大胆な改革が必要である。

課題と整理

- ◆ 市の責任体制を強化するとともに、市民協働の編集体制の見直しを図る。
- ◆ 男性や多様な人材の参加を促すため、編集委員の公募制を採用するなど編集会議 の持ち方を再検討する。
- ◆ 男女共同参画のための情報誌として専門的視点を導入する。
- ◆ 市民の認知度40%達成のために、配布方法等を検討する。
- ◆ 「まなこ」の編集体制と十分な連携をとるために、ライター入門講座の改革を図る。

コラム①「まなこ」の編集・発行体制

発行の目的:男女共同参画社会の実現のために、市民に男女平等の意識を啓発・浸

透させる。

発行回数:年3回発行 発行部数:7,800部

配布場所:市役所、市政センター、図書館、コミュニティセンター、駅、市内の医

療機関、美理容院、大型店舗、金融機関、銭湯など

編集体制:市民編集長(任期不定・1名)現在は不在

市民編集委員(任期不定・5~6名) レポーター(任期1年・5~10名)

第3章 今後の市民会議のあり方と次期計画策定に向けての提言

今回、計画の進捗状況を評価し意見書をまとめる上で、アクションプランが 大いに役立っていることを確認した。計画の内容を明確にし、実施年度を限る ことは、策定された計画の実施を確実にするために必要不可欠なプロセスと言 える。

とはいえ、綿密なアクションプランが策定されても、なかなか計画どおりに はいかないのも現実である。5年の実施期間の中で〈充実〉や〈新規〉と区分 されながら、実施されないまま実施予定年度を終えている事業も少なからずあ った。「なぜ、実施されなかったのか」、「どうすれば実施されるのか」を明らか にするために、計画年度の中間年で計画の進捗状況を確認し、確実な実施に向 けて提言をする常設の市民会議の役割は大きいと言える。

今回の市民会議を振り返り、今後の課題として、以下の提言をあげる。

1. 進捗状況の評価に関するシステム化の必要性

進捗状況を確認し計画の進行への提言をまとめる上で、最も重要なのは、評 価のためのシステムである。アクションプランでは、システムの導入は平成2 1・22年度の検討課題となっている。今回、市民会議の開催と並行して「平 成21年度 武蔵野市第二次男女共同参画計画(平成21~25年度)推進状 況調査報告書」(平成22年8月)が庁内推進会議によってまとめられた。市民 会議の常設化がスタートしたばかりでスケジュール的に難しかったと思われる が、本来ならば、この「報告書」の発行を待って市民会議がスタートするか、 あるいは、この報告書に向けて市民会議が開催されるのかを明確にし、庁内推 進会議と市民会議の連携のあり方をシステム的に検討した方が、より有効な進 渉状況の評価になり得たのではないかと思われる。

さらに、事業評価を実効的システムとする上でも、庁内推進会議による年度 ごとの重点目標の設定は不可欠である。今後は、庁内推進会議と市民会議の開 催をスケジュール的に連動させるとともに、意見交換会等の開催を体制的に確 立し、情報や課題の共有を密にしながら、共通の進捗状況調査のためのフォー マットを使うなど、より実効的な評価のシステムが確立されることを望む。

2. データの収集・整理の必要性

進捗状況の評価にとってアクションプランは有効ではあるが、客観的な評価をめざす場合、庁内の自己評価であるアクションプランだけでは十分ではない。市民会議の中では、男女共同参画の視点で現状を反映した問題や課題を共有することが困難だった。今後は進捗状況の評価の指針となるデータを収集・整理するとともに、現状や市民ニーズを十分に把握するための調査や研究を行うことも重要である。庁内推進会議による推進状況調査報告書と正確な現状や市民ニーズの把握が車の両輪となって、武蔵野市の現状を反映した評価システムが可能になる。

今後は、庁内に男女別統計を収集するよう働きかけるとともに、「武蔵野市男女共同参画に関する意識調査報告書」を活用するなど、男女共同参画に関わる市や市民・事業所の現状等をデータで示したデータ集の作成が望まれる。データ集は市民会議だけではなく、「まなこ」の編集はもちろんネットワークセンターの事業にも貴重な指針となり得る。

3. 関連諸計画・長期計画との整合性

男女共同参画施策は、子育て支援・介護・教育・健康等、ほとんどが関連部署との連携の中で実施される。

今回、会議開催中に「第三次子どもプラン武蔵野」と「武蔵野市生涯学習計画」の中間報告が出され、パブリックコメントが実施されたため、市民会議として意見書をまとめ提出した。

今後も、男女共同参画の理念・視点が、関連分野の計画はもとより長期計画 においても反映され、着実に推進されていくよう、本市民会議において注視し ていくことが重要である。

4. 市民協働推進のあり方について

今回の市民会議を通じて、男女共同参画計画の推進においても、市民協働推進のあり方が大きく問われていることが明らかになった。武蔵野市の男女共同参画施策の拠点と位置づけられたネットワークセンターはもとより、「まなこ」についても、市と市民のパートナーシップのための協働のルールづくりが今まさに必要とされている。

武蔵野市に男女平等の理念を着実に根付かせるためには、行政と市民が積極

的に協働しながら進めていく必要がある。そのためには、幅広い情報の共有と 市民参加の仕組みづくりが重要である。さらに、市民の側にも、幅広い、共助 の重層的連携のネットワーク形成が課題である。

武蔵野市の場合、コミュニティセンターを核とする地域のネットワーク活動は活発であるが、テーマごとの地域横断的ネットワークはそれほど活発とはいえない。共助のネットワークは地域における貴重な社会資源であるという観点にたって、それに向けた市民のエンパワーメントのための条件整備が市に課せられた役割である。

5. 武蔵野市男女共同参画推進市民会議の今後のあり方

今回から市民会議が常設化され、進捗状況の評価があらたに役割として 課せられた。庁内推進会議との連携をとりながら、進捗状況を確認し、次期計 画の策定に向けて提言をまとめるためには、現場の声を反映するための仕組み が必要である。

男女共同参画施策の実施に携わっている庁内はもとより社会教育委員・青少協・各種相談員・民生委員・関連 NPO 等現場の声を幅広く反映するためには、ヒヤリングや意見交換会などが考えられるが、市民会議の重点目標や優先課題に応じて、テーマにふさわしい人材の選考も今後の課題である。市民会議の開催に向けて、あらかじめ優先課題の選定やそれにふさわしい市民会議の進め方を検討する小委員会の設置も、おおいに有効であろう。

6. 次期市民会議で取り上げるべき課題

次期市民会議では、今回の市民会議での進捗状況のフォローアップを引き続き進めると同時に、今回、優先課題としなかった施策について、検討する必要がある。すなわち、「基本目標1・基本施策1 男女がともに担う子育てと介護への支援」の「介護」の部分、「基本目標1・基本施策3 男性の地域参加の促進」、「基本目標Ⅱ・基本施策3 生涯を通じた男女の健康支援」「基本目標Ⅲ・基本施策3 確かな目を養うメディア・リテラシーの向上」、「基本目標Ⅳ・基本施策5 男女共同参画基本条例(仮称)の検討」等である。庁内推進会議と市民会議の緊密な連携体制のもとで、推進状況の評価がなされることを期待する。

資料編

- ◇武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第2期)委員名簿
- ◇武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第2期)審議経過
- ◇武蔵野市男女共同参画推進市民会議設置要綱
- ◇武蔵野市男女共同参画庁内推進会議設置要綱
- ◇男女共同参画社会基本法
- ◇仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の新合意について

武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第2期)委員名簿

(所属等は平成 21 年 9 月当時) ◎は委員長 ○は副委員長

(五十音順、敬称略)

氏 名		名	所 属 等		
	栗原	毅	公募市民		
	作部	径子	「まなこ」編集長		
	静間	俊和	むさしの経営支援パートナーズ理事長 税理士		
0	千田	有紀	男女共同参画推進市民会議(第一期)委員 武蔵大学社会学部教授		
0	高田	素子	男女共同参画推進市民会議(第一期)委員長 武蔵野市人権擁護委員		
	内藤	博子	むさしのヒューマン・ネットワークセンター運営協議会会長		
	山田	史野	公募市民		
	若槻	善隆	武蔵野市立第二中学校副校長		

男女共同参画推進市民会議(第2期)の審議経過

	開催日	場所	主な会議内容等
第1回	平成21年9月18日(金)	武蔵野市役所	・委嘱状交付、委員長選任及び副委員長指名
			・男女共同参画推進市民会議運営に関する基準、市民会議の経緯
			・第二次男女共同参画計画アクションプランについて
第2回	10月22日(木)	武蔵野商工会館	・第二次男女共同参画計画アクションプランについて
第3回	11月20日(金)	武蔵野商工会館	・アクションプラン基本目標Iについての検討
			・第三次子どもプラン武蔵野(中間報告)及び武蔵野市生涯学習計
			画(中間のまとめ)についての検討
第4回	12月21日(月)	武蔵野商工会館	・第三次子どもプラン武蔵野(中間報告)への意見書について
			・アクションプラン基本目標IVについての検討
第5回	平成22年1月20日(水)	武蔵野商工会館	・アクションプラン基本目標Ⅲ、及びⅣについての検討
第6回	2月26日(金)	武蔵野商工会館	・むさしのヒューマン・ネットワークセンター長との懇談及び意
			見交換
第7回	3月29日(月)	武蔵野商工会館	・アクションプラン基本目標Ⅱ(相談、DV)についての検討
第8回	4月26日(月)	武蔵野商工会館	・今までの総括と意見書の執筆決めについて
第9回	5月31日(月)	武蔵野商工会館	・意見書の作成についての検討(基本目標 I について)
第10回	6月30日(水)	武蔵野商工会館	・意見書の作成についての検討(基本目標 II 、及びIVについて)
第11回	7月27日(火)	武蔵野公会堂	・意見書の作成についての検討(基本目標 I について)
第12回	8月11日(水)	武蔵野商工会館	・意見書の作成についての検討(全体の構成の最終確認について)
第13回	9月11日(水)	武蔵野商工会館	・意見書の作成についての検討(最終回)

※平成21年12月10日 「武蔵野市生涯学習計画(中間のまとめ)」への意見書を提出 ※平成22年 1月 7日 「第三次子どもプラン武蔵野(中間報告)」への意見書を提出

武蔵野市男女共同参画推進市民会議設置要綱

(平成4年7月1日)

(設置)

第1条 武蔵野市男女共同参画計画の推進に関して検討するため、武蔵野市男女 共同参画推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所管事項)

- 第2条 市民会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提言する。
 - (1) 武蔵野市男女共同参画計画の推進に関すること。
 - (2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(構成)

第3条 市民会議は、12人以内の委員で構成し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 市民会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 2 委員長は、会務を総括し、市民会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 市民会議の会議は、委員長が招集し、主宰する。
- 2 市民会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

- 第7条 市民会議は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、委員長の指名する委員をもって構成する。

(報酬)

第8条 委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に基づき、市長が定める。

(庶務)

第9条 市民会議の庶務は、企画政策室市民協働推進課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

武蔵野市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

(平成3年7月12日)

(設置)

第1条 武蔵野市男女共同参画計画を推進するとともに、関係部課相互間の事務の緊密な連携を図るため、武蔵野市男女共同参画庁内推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所管事項)

- 第2条 会議は、前条に規定する目的を達成するため、次の事項について審議し、 これを推進する。
 - (1) 武蔵野市男女共同参画計画の推進に関すること。
 - (2) 武蔵野市における男女共同参画施策に関すること。
 - (3) 武蔵野市男女共同参画計画の実施状況の点検、評価及び公表に関すること。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(構成)

- 第3条 会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成し、市長が委嘱し、 又は任命する。
- 2 会議に議長及び副議長各1人を置き、議長は企画政策室を担任する副市長を もって充て、副議長は企画政策室市民協働担当部長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総括し、会議を代表する。
- 4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 会議は、必要に応じて議長が招集する。
- 2 会議が必要と認めたときは、会議に構成員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

- 第5条 会議に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会は、会議に付議する事項及び会議で審議した事項に関して必要な審議を行う。
- 4 幹事会に幹事長を置き、企画政策室市民協働担当部長をもって充てる。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(専門部会)

- 第6条 会議は、必要があると認めたときは、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、議長の指名する職員をもって構成する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画政策室市民協働推進課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1 (第3条関係)

職名
企画政策室を担任する副市長
企画政策室長
企画政策室市民協働担当部長
総務部長
環境生活部長
健康福祉部長
子ども家庭部長
教育部長

別表第2 (第5条関係)

職名
企画政策室市民協働担当部長
企画政策室市民協働推進課長
企画政策室市民協働推進課男女共同参画担当課長
総務部参事 (兼人事課長)
環境生活部生活経済課長
健康福祉部生活福祉課長
健康福祉部高齢者支援課長
健康福祉部健康課長
子ども家庭部子ども家庭課長
子ども家庭部児童青少年課長
子ども家庭部保育課長
教育部指導課長
教育部生涯学習スポーツ課長

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 最終改正:平成十一年十二月二十二日法律第百六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある 社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに 国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する ことを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、 男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による 差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女 の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、

男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は 慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮 されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

- 第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。 (国際的協調)
- 第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。
- 第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。 以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準 じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有 する。

(国民の責務)

(国の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推 進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の 決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。 (都道府県男女共同参画計画等)
- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。) を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域に おける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同 参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、 及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の 形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別 的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被 害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究

その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成 の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係 各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分 の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の

残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

- 一略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公 布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を 定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、 別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の新合意について

[仕事と生活の調和推進官民トップ会議 平成22年6月29日]

- ○政労使トップの交代を機に、仕事と生活の調和の実現に向けて一層積極的に取り組む決意を表明
- 〇施策の進捗や経情勢の変化を踏まえ、「憲章」・「行動指針」(平成19年12月策定)に新たな視点や取組を盛込み

仕事と生活の調和推進官民トップ会議

総理大臣ほか関係閣僚

経団連、日商、連合等の労使代表

知事会、有識者から構成

「憲章」

必要性、目指すべき社会の姿を提示

〔前文〕

○ 新たな決意の下、官民一体となり取り組んで行くため、政労使の合意により策定

[なぜ仕事と生活の調和が必要か]

- 〇 仕事と生活が両立しにくい現実
- 〇 働き方の二極化等
- 〇 共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識
- 仕事と生活の相克と家族・地域・社会の変貌
- 〇 多様な働き方の模索
- 〇 「ディーセント・ワーク (働きがいのある人間らしい仕事)」の実現

- 〇 多様な選択肢の実現
- 〇 時間価値を高め、安心と希望の実現に寄与
- ○「新しい公共」への参加機会拡大等による地域社会の活性化
- 人や地域とのつながりを得る機会
- 〇 取組は明日への投資

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

- ① 就労による経済的自立が可能な社会
- ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

〔関係者が果たすべき役割〕

労使を始め国民による積極的取組

国や地方公共団体による支援

※取組に当たって両立支援と併せ社会と家庭双方における男女共同参画が必要

「行動指針」

各主体の取組方針、点検・評価方法を提示

(1)企業、働く者の取組

労使による自主的取組が基本

【総論】

- ・経営トップによる職場風土改革等
- ・労使による目標設定、計画的取組、点検
- ・労使による時間当たり生産性向上の取組

雇用管理制度等の改革

- メリハリのある働き方の実現
- ・管理職の率先による職場風土改革
- 関連企業や取引先への配慮
- ・将来を見据えた自己啓発・能力開発
- ・労使団体等の連携による民間主導の気運醸成
- ・就業の実態に応じた、均衡を考慮した労働契約

【就労による経済的自立】

- ・人物本位の正当な評価に基づく採用
- 正規雇用へ移行しうる制度づくり等
- ・公正な処遇や積極的な能力開発

【健康で豊かな生活のための時間の確保】

- 労働時間関連法令の遵守を徹底
- ・労使による労働時間等設定改善の取組と要員確保
- 取引先への計画的な発注、納期設定

【多様な働き方の選択】

- ・柔軟な働き方を支える制度整備と利用しやすい職場風土づくり
- ・男性の育児休業等取得促進に向けた環境整備等
- 女性・高齢者等の再就職・継続就業機会の提供
- ・公正な処遇や積極的な能力開発

(2) 国民の取組

- 個々人の多様性への理解、尊重
- ・理解を得つつ自らの仕事と生活の調和を実現
- ・家庭や地域での自らの役割を積極的に果たす
- 消費者としてサービス提供者の働き方に配慮

(3) 国の取組

【総論】

- ・国民の理解や政労使の合意形成促進
- ・雇用者以外も含めた仕事と生活の調和の推進
- ・生活の時間確保等を可能とする雇用環境整備の支援
- ・働き方に中立的な税・社会保障制度の在り方検討
- 社会全体の生産性向上と中小企業対策
- ・ 取組企業への支援 (情報の提供等)
- ・関係法令の周知、法令遵守のための監督・指導強化
- ・積極的取組企業の社会的評価推進(くるみんマーク等)
- ・公共調達における契約内容に応じた取組評価
- ・自己啓発や能力開発の取組支援
- ・労働者の健康確保・メンタルヘルス対策推進
- ・行政機関における率先した取組

【就労による経済的自立】

- ・学校段階を通じたキヤリア教育・職業教育の体系的充実
- ・社会全体に通じる職業能力開発・評価制度構築 社会人の学習促進
- トランポリン型の第2のセーフティネットの確立
- ・フリーターの常用雇用化支援
- ・経済的自立が困難な者の就労支援

【健康で豊かな生活のための時間の確保】

- 労使の労働時間等設定改善の取組支援
- · 改正労働基準法への対応等による長時間労働抑制及び年次有給 休暇取得促進

【多様な働き方の選択】

- ・多様な働き方推進とその条件整備
- ・長期的な視点による女性の人生設計支援
- ・女性の継続就業支援と育休を取得しやすい環境整備、就業率向上
- ・多様な働き方に対応した多様な子育て支援
- ・在宅就業の環境整備のための枠組みの検討
- ・男性の子育てへの関わり支援・促進(「パパ・ママ育休プラス」 の活用促進、学習機会提供等)
- ・男性が子育てに関わるきっかけの提供
- ・地方公共団体等による育児・介護の社会的基盤づくり支援
- ・ 労働市場の社会的基盤整備(職業能力形成支援)

(4) 地方公共団体の取組

地域の実情に即した取組

- 住民の理解や合意形成促進
- NPO等の活動を通じた中小企業経営者等

の取組促進

- 企業の取組の支援・促進
- (認証・認定制度、表彰、融資制度等)
- ・多様な働き方に対応した多様な子育て支援
- ・育児・介護等の社会的基盤形成

◆進捗状況の点検・評価

【数値目標】

14の指標、2020年の目標値

〔例(現状値→目標値)〕

- フリーター数約178万人→124万人
- ・ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合10.0%→5割減
- ・年次有給休暇取得率47.4%→70%
- ・第1子出産前後の女性の継続就業率38.0%→55%
- ・男性の育休取得率1.23%→13%

〔この他の指標〕

- ・就業率
- 時間当たり労働生産性の伸び率
- 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合 メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場割合
- 在字型テレワーカー数
- ・短時間勤務を選択できる事業所割合
- ・自己啓発を行っている労働者割合
- ・保育等の子育てサービスの提供割合
- ・ 6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の新合意について」 内閣所仕事と生活の調和事権性室 ホームページより

武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第2期)意見書

平成22年11月発行

発 行 武蔵野市

編 集 企画政策室市民協働推進課(男女共同参画担当)

〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号

電話 0422-60-1869 (直通)